

評議員報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人関西医療学園（以下「学園」という。）の寄附行為第 57 条第 1 項の規定に基づき、学園の評議員の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 常勤の評議員とは、学園寄附行為第 31 条第 1 項第 1 号の定めるところにより選出された評議員であって、学園において勤務することを常態とする評議員をいう。
- (2) 非常勤の評議員とは、前号以外の評議員をいう。
- (3) 評議員の報酬とは、評議員としての職務執行に対して支給するものをいう。

(評議員の報酬)

第 3 条 評議員の報酬は、次のとおりとする。

- (1) 常勤の評議員には、評議員の報酬を支給しない。
- (2) 非常勤の評議員が、学園の評議員会に出席した場合のほか、学園からの依頼によりその職務を執行した場合は、実費弁償を含めて別表第 1 に定める報酬を支給する。

(報酬の支給)

第 4 条 報酬は、職務執行後すみやかに支払うものとする。

(経費の支給)

第 5 条 評議員の職務執行に伴い、交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費が発生した場合であって、学園が特に必要と認めたときは、学園の旅費規程その他関連する規程に定めるところにより、その経費を支給することがある。

(公表)

第 6 条 学園は、この規程を学園のホームページに公表する。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聞いた上で、理事会の決議により行う。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

評議員の報酬	5,000円 ~ 15,000円
--------	------------------